

突然の事故!! 第三者行為による傷病届をお忘れなく!!



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

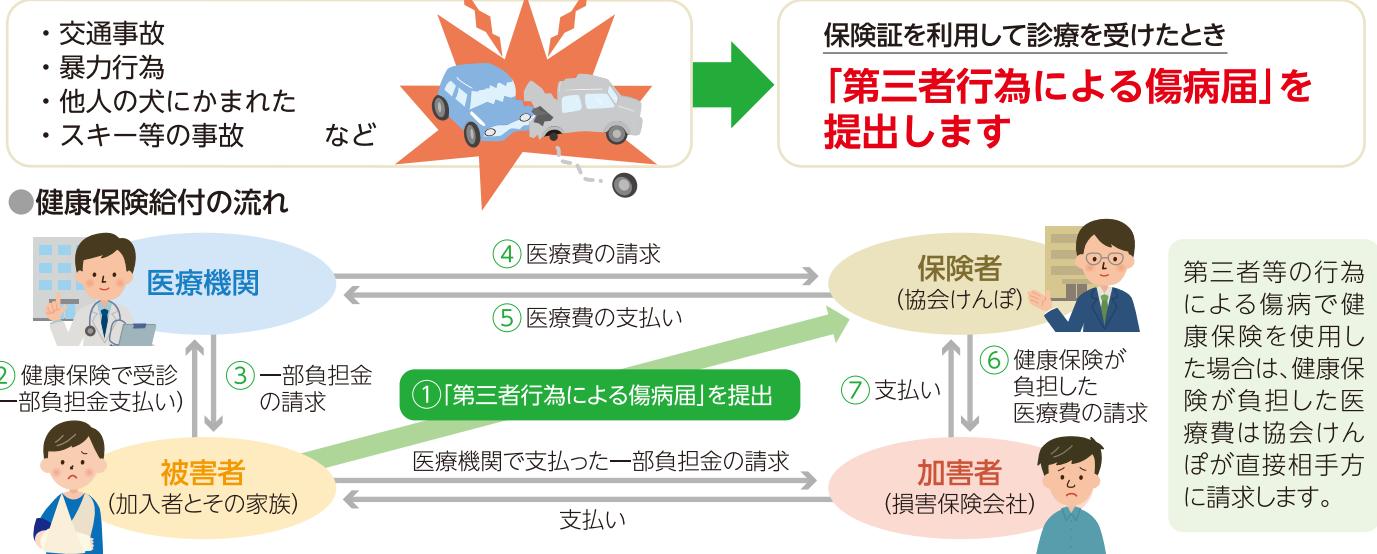
事故にあったときは…

第三者行為による傷病届について



第三者行為による傷病届について

交通事故など、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、仕事中(業務災害)や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。保険証を利用して診療を受けたときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。(仕事中(業務災害)や通勤途中の事故の場合は、労働基準監督署にご相談ください。)



交通事故の場合に提出が必要になる書類

●「交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届」

基本的に被保険者が記入することになりますが、相手側(損害保険会社等)に依頼できる場合は、相手側による記入も可能です。交通事故証明書を参考に記入してください。

●「負傷原因報告書」

業務上や通勤途上での負傷でないかどうかを確認するために必要な書類です。いつ、どこで、何をしている時に負傷したか等を、できるだけ詳しく記入してください。

●「事故発生状況報告書」

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断するうえで、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

●「損害賠償金納付確約書・念書」

相手側(加害者)に記入していただく書類です。事故等の状況によっては、署名に協力していただけない場合があります。その場合は、余白に記入いただけない理由を書いてください。

●「同意書」

協会けんぽが加害者の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳(診療報酬明細書の写)を添付します。個人情報の提供となるため、ご本人の同意が必要となります。併せて、協会けんぽが損害賠償請求権を取得することの明確化と今後の示談進捗状況の報告をお願いする書類です。

●「その他の提出書類」

「交通事故証明書」(自動車安全運転センターが発行)を添付してください。

*物件事故の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。



示談は慎重に!

健康保険で治療を受けられた場合、協会けんぽが後日、加害者に対して治療費の請求をすることとなります。当事者だけで示談をしてしまうと正当な請求ができなくなることがありますので、示談する前に必ず協会けんぽへ連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかげ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日及び年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ大阪

検索

